令和７年 12 月 25 日
文　部　科　学　省
高等教育局大学振興課

大学設置基準等の一部を改正する省令案及び地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程案等に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「大学設置基準等の一部を改正する省令案及び地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程案等」について、令和７年９月 19 日から令和７年 10 月 18 日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計 14 件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

（別　紙）

分　野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
１．特例の認定基準について	地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定等に関する規程第１条第３号ロについて、認定を受けようとする大学が、財政状況が健全でなくなったこと、に該当しないことが認定基準として挙げられているが、本制度は、財政状況に不安がある大学等にこそ必要である。	本特例制度を活用した教育活動を効果的かつ大学教育としての質を損なわないように行うためには、財政状況が健全であることなどが必要であるとの認識の下、大学等の認定基準を定めることとしていますが、実施要項等において、地域における高等教育機会の確保に資する取組を行う必要性に鑑み、地域関係者からの支援状況等特別の事情を個別に考慮することができることとする予定です。
２．特例の範囲について	地域課題を解決するためには、地域の大学だけでは不十分であるおそれがあるため、オンラインでの学習環境が整備されている大学等の通信教育との連携協力が含まれることを施行通知等に明記すべきである。	本特例制度は、遠隔授業により修得する単位数の上限についても対象としており、遠隔授業の利活用により、連携先の大学等の選択肢が広がり、地域での学びの充実に寄与することを期待しています。施行通知等への記載についても検討してまいります。
３．協議会について	大学、地方公共団体、産業界などが参加する協議会の設置は、意義深い取組であるが、単なる情報共有の場に留まることなく、制度運用の中心的な役割を担うことで、地域の実情に即した教育が可能になるのではないか。	各地域が、国と連携して地域構想推進プラットフォームを構築し、実効性のある組織とするため、届出制度の創設により文部科学省においてプラットフォームの情報を的確に把握するとともに、協議会が国に対し協力要請することができる仕組みを整備するなど、本告示の整備により協議会の充実に取り組んでまいります。

４．制度運用について	本特例制度の評価基準である、地域貢献の概念等が曖昧なままでは、特例が安易に適用され、名ばかり大卒を増やすといった、これまでの高等教育行政の結果を繰り返すことにつながる懸念があるのではないか。	本特例制度の運用においては、機関や取組に関する一定の要件を設け、中央教育審議会大学分科会において確認することを予定するとともに、地域にとって真に必要な高等教育機関に対し、文部科学省が実施状況の報告を定期的に求めるなど適切かつ効果的に特例制度を運用していく予定です。
５．条文改正について	本制度改正に伴い、規定等の整理を行う必要があるのではないか。	ご指摘を踏まえ、所要の規定等の整理を行います。
６．その他	地域における高等教育アクセス確保という目的に照らし、地域性以外の特定の属性への入学等での優遇は極力排するよう規定されてはどうか。	本特例制度は、地域の高等教育へのアクセス確保を目的とし、当該地域における高等教育機会の確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合などに活用可能なものであり、大学等は当該趣旨を踏まえ適切に申請いただくことになります。
	現在の大学及び定員の数は、就学年齢人口と比べて多過ぎるため、適正な大学は存続を図り、そうでない大学は統廃合がなされるべきである。	本特例制度では、高等教育機関の再編・統合や縮小、撤退を市場経済の選択に委ねるのみでは、個別の高等教育機関の経営判断のみをもって地域から学びの機会が縮減・消滅することとなり、地方に在住する高等教育進学希望者の教育機会の確保に多大な支障が生じるおそれがあるほか、地域の人材需給のバランスが崩れ、地域生活や産業基盤に大きな影響を与えるおそれがあることを考慮し、内部質保証等の体制が十分機能していることなどを前提に、地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育へのアクセス確保を図ることとしています。